

## — 判 例 研 究 —

### チッソ株主総会決議取消判決★

最高裁判所昭和58年6月7日第三小法廷判決

株主総会決議取消請求事件，昭和55年(ワ)第17号。  
民集37卷5号517頁，金融・商事判例675号3頁，  
判例時報1082号9頁，判例タイムズ500号111頁。

前 嶋 京 子

【事実】 Y会社（被告，控訴人，上告人）〔チッソ株式会社〕は，昭和45年11月28日大阪厚生年金会館中ホール（定員約1100名）において，第42期営業報告書，貸借対照表，損益計算書ならびに利益処分に関する件を議題とする株主総会を開催した。会場は，当該株主総会に一株株主が多数出席することが予測されたため，Y会社が前回まで使用していた会場を変更し（従来は株主総会出席者は平均90名前後，最高121名であった），同年9月上旬に予約されたものであった。しかし，総会当日多数の株主が参集したため，会場の定員を超えた300名以上の株主が入場制限を受け，これらの株主は総会に参加し議決権を行使することができなかった。なお，10月末に東京水俣病を告発する会からY会社に対し公開質問がなされるとともに，総会には2000名規模で乗り込む予定である旨の申し入れがなされて

★ 本件の判例研究は，第377回九州産業法研究会における報告に基づき執筆したものである。

いたが、2000名を収容しうる会場はすでに予約済みで確保することはできなかった。本件株主総会は議案の上程から決議に至るまで、ほとんど始終かなりの喧騒状態にあった。会場にはマイクその他株主が利用しうるものは存在せず、X<sub>1</sub>（原告、被控訴人、被上告人）は、このような状況下において、議長およびそれを補佐する役員、事務局員等の席に近い舞台真下に行き、修正動議がある旨叫びながら、動議を記載したビラを右手に持ち、舞台上からも見えるように大きく振りかざすなどの行為をしたが、結局修正動議は取り上げられず、議長は議案が賛成多数で承認されたとして株主総会の閉会を宣言した。閉会宣言から閉会宣言までの所要時間は4分前後であった。

X<sub>1</sub>はか26名のY会社株主が当該株主総会決議の取消を求めて訴を提起した。原告は請求原因として、(1) 株主総会への入場制限をしたことによる瑕疵、(2) 本件決議が原告X<sub>1</sub>の修正動議を無視してなされたことによる瑕疵、その他を主張した。これに対し被告は、(1) 株主の入場制限は正当な事由にもとづくものであり、水俣病を告発する会からの2000名出席の申入がなされた時期には、2000名程度を収容できる会場で借りられるものは、大阪市内には存在しなかった、(2) 本件総会の開会から採決による決議終了までの間に原告X<sub>1</sub>からの修正動議発言は全くなく、緊急動議がある旨の発言があったのは、採決が終わり、議長が議事終了を宣した後である旨主張答弁した。加えて、被告は、原告X<sub>1</sub>が本件総会において修正動議として提出しようとした事項も補償金支払によってすでに目的を達し、現在では何ら必要のない問題になっており、原告らが本訴を提起した目的はすべて達成されているから、本件訴の利益は消滅している旨等主張した。

第一審裁判所は以下のように判示した。

(1) 株主総会への入場制限に関しては、Y会社が意図的に行なったものということではできず、本件総会場の物理的な状況を前提とする限りはやむを得なかったものといってさしつかえないとした。さらに、本件総会場を予約したことが著しく合理的判断に欠けたものとはいえず、2000名を収容し

得る会場を確保することができなかったことも、とくに責められる点はなく、Y会社において予め総会期日を変更しなかったことについても、とくにこれを不当ということはできないとした。しかし、入場できなかった株主が少なくとも300名存在した点に着目し、Y会社としては本件総会出席のために参集したすべての株主に対し何らかの方法で議決権行使の機会を与えるべきであり、かりに本件総会当日、総会場の物理的状況等によりそれが不可能であったとすれば、総会の期日を変更し、延期し、または続行することにより、株主のためにかかる機会を確保しなければならず、かつ、それは可能であって、このような措置をとらないでした本件決議は、その方法において株主に議決権を認めた法令の趣旨に反するものといわざるを得ない、とした。

(2) 原告X<sub>1</sub>の修正動議無視の点に関しては、本件総会においては議案の上程から決議に至るまでかなりの喧騒状態にあったとし、かかる状況下においてX<sub>1</sub>の為した行動は、これにより動議の提出があったものと認めるのが相当であるとし、原告X<sub>1</sub>の動議提出行為が議長の表決結果宣言前であり、議長を含むY会社側においてそれを認識することが可能であった以上は、認識の有無にかかわらず、それに対する何らの措置も講じないでした本件決議は、その方法において著しく不公正である、とした。

本件の訴の利益が消滅している旨の被告の主張に対しては、株主総会決議取消の訴は、総会の招集手続またはその決議の方法が法令もしくは定款に違反しまたは著しく不公正であるときは、その決議を取消し、もって株主総会の適正な運営を確保し、株主および会社の利益を保護することを目的とするものであるから、一部の株主が総会に参加しかつ修正動議を提出しようとした実質的な目的が達成されたとしても、そのことにより決議取消の訴の利益が消滅するものではない、とした。

Y会社は控訴し、従来よりの主張に加えて、はじめて次の理由により本訴の訴の利益がない旨の主張をした。すなわち、本件の如く計算書類の内容それ自体の不正確さが主張されているわけではない場合、A期の決議取

消が、その後のB以下の総会で計算書類の承認がなされ、これが取消の訴の提起期間を経過して確定してしまっているときに、B以下後続の決算をすべて連鎖的に無効とすることは会社経営の安定の法的要請から採ることができず、取消の対象となったA期の計算書類が法律上未確定になるだけで、A期は勿論、後続の計算書類がすぐに違法となることもなく、その内容に変動を及ぼさないものと解すべきである。同様にB期で承認された計算書類の内容も変更できない。Y会社においては、本件決議取消の対象となっている第42期定時総会の計算書類承認決議には利益金の社外流出がなく、諸勘定科目も第43期以後の定時総会によってすべて処理されてその計算書類が承認確定し、また莫大な欠損をかかえるに至って現時点で過去の利益金を他に廻すゆとりもなく、取消を必要とする違法不当な状態が残存していないから、本件決議取消の訴の実益はない、と主張した。Y会社のかかる主張に対して原告らは、計算書類は総会の適正な監査を経て初めて確定するものであり、その手続に瑕疵があれば再度適正な承認が与えられるべきこと、および計算書類は前年度に確定された内容を基礎に作成されるものであり、前の決算の取消変更は、当然後続の計算書類の内容にも変動を及ぼすものであり、結局は過去の法律関係に止まらず、現在配当請求権を有する株主の権利関係に影響を及ぼすことになるのであって、その意味でも現在なお本件決議取消を求めるべき法的な利益があると主張した。

控訴審は、訴の利益の存在を肯定し、決議取消事由の存在をも認め、控訴を棄却した。訴の利益に関しては、以下のような見解を示した。すなわち、決議取消の効果は遡って生じ、当初からその決議はなかったと同様の状態になるものと解され、計算書類については株主総会による正当性の確認の効果がなくなって未確定の状態に戻り、利益処分の効果も消滅する。また、計算書類は、当該期における営業の総決算であり、会社の財産及び損益の状態を明らかにして次期経営の基盤ともなるものであって、株主の利害にかかわるところが大きく、その承認が取消されたときは、株式会社における適正な運営確保の点からも当然再決議が必要となる。さらに、こ

のような未確定の計算書類を基礎にして作成された後続期の計算書類も不確定の要素を含むものである。本件では、後続期に繰越されたとはいうものの利益金の処分がなかったわけではなく、このことは順次後続期の計算書類の内容に影響を及ぼしており、これが補完されない限り直ちに本件訴の利益を否定することはできないとし、訴の利益の存在を肯定した。決議取消事由の存在に関しても、特に修正動議無視の点に重大な瑕疵があるとしてこれを肯定している。但し、株主の入場制限の点についての瑕疵に関しては、修正動議無視の点に比べ、それほど重要視すべきものではないとした。

Y会社は上告し、とくに訴の利益が存しないことを中心に以下の如く主張した。

総会決議取消の訴は形成の訴であり、法律の規定する要件を充たすかぎり、訴の利益を有するのが通常であるが、「その後の事情の変化」により、決議を取消す実益がなくなってしまったときには、訴の利益を欠くにいたる。原則として、A決算承認決議取消の結果は、後継の決算承認決議の効果に影響を及ぼさず、ただ、A決算の利益処分において金銭の社外流出があるときには、その範囲で、取消の確定した年度の決算において修正処理を行うべきものと解するのが妥当と言わねばならない。本件の対象となる第42期の決算案においては、役員への賞与・株主への配当等、金銭の社外流出をとともなる内容は全く含まれておらず、決議取消によって是正すべきものは何もなく、本件における訴の利益は存しない、と主張した。

これに対して最高裁判所は、訴の利益が存するとし、原審を支持し、上告を棄却した。

【判旨】 株主総会決議取消の訴えのような形成の訴えは、法律に規定のある場合に限って許される訴えであるから、法律の規定する要件を充たす場合には訴えの利益の存するのが通常であるけれども、その後の事情の変化により右利益を喪失するに至る場合のあることは否定しえないところである。しかして、被上告人らの上告人に対する本訴請求は…本件決議に

ついて、その手続に瑕疵があることを理由として取消を求めるものであるところ、その勝訴の判決が確定すれば、右決議は初めに遡って無効となる結果、営業報告書等の計算書類については総会における承認を欠くことになり、また、右決議に基づく利益処分もその効力を有しないことになって、法律上再決議が必要となるものというべきであるから、その後右議案につき再決議がされたなどの特別の事情がない限り、右決議取消を求める訴えの利益が失われることはないものと解するのが相当である。

そこで、……本件につきかかる特別の事情が存するか否かについて検討する。この点に関し、論旨は、本件決議が取り消されたとしても、右決議ののち第43期ないし第54期の各定時株主総会において各期の決算案は承認されて確定しており、右決議取消の効果は、右第43期ないし第54期の決算承認決議の効力に影響を及ぼすものではないから、もはや本件決議取消の訴えはその利益を欠くに至ったというのであるが、株主総会における計算書類等の承認決議がその手続に法令違反等があるとして取消されたときは、たとえ計算書類等の内容に違法、不当がない場合であっても、右決議は既往に遡って無効となり、右計算書類等は未確定となるから、それを前提とする次期以降の計算書類等の記載内容も不確定なものになると解さざるを得ず、したがって、上告会社としては、あらためて取消された期の計算書類等の承認決議を行わなければならないことになるから、所論のような事情をもって右特別の事情があるということとはできない。また、論旨は、修正動議無視の瑕疵は、その後右動議にいう水俣病補償積立金及び水俣病対策積立金以上の額の水俣病の補償金及び対策費が支出され、右動議の目的がすでに達成されているので、右瑕疵は治癒され訴えの利益は失われたというが、被上告人らの上告人に対する本訴請求は、株主の入場制限及び修正動議無視という株主総会決議の手続的瑕疵を主張してその効力の否認を求めるものであるから、右修正動議の内容が後日実現されたということがあっても、そのことをもって右特別の事情と認めるに足りず、他に右特別の事情を認めるに足る事実関係のない本件においては、訴えの利益を欠く

に至ったものと解することはできない。これと同旨の原審の判断は正当であって、原判決に所論の違法はない。

【研究】 本件は、水俣病問題をめぐっていわゆる一株株主運動の対象となっていたY会社(チッソ株式会社)の株主総会決議取消に関するものであり、当初より世間の耳目を集めてきた事件であるばかりでなく、株主総会の運営上重要な問題点をも含むものである。まず、裁判所は、株主総会決議取消事由としては、総会会場への株主の入場制限の問題及び株主からの修正動議無視の問題をめぐって判示している。さらに、本件最高裁判所においては、控訴審以降主張されるにいたった本件訴の利益を中心に判断が示された。そこで本稿ではこれらの点を中心に考察していくこととする。

I 株主総会決議取消事由(株主総会会場への株主の入場制限) 本件では予想外に多数の株主が総会に出席すべく参集しており、かような場合になされる入場制限自体及び一部の株主が入場不可能である状況下の総会においていかなる措置がなされるべきかが問題とされるところである。

通常、株主総会に出席する株主の数は大規模な会社においてもさほど多数ではない<sup>(1)</sup>。しかし、何らかの事情の下で極めて多数の株主が総会への出席を希望する場合があることも当然存しうるのであって、総会会場の物理的制限から全株主を入場させ得ない事態も生じうるものと考えられる。このような場合、まず、かかる状況を予見し、相応の総会会場を準備しえたのではないかという事が問題となる。さらに、かかる状況が予見不可能であった場合にも、委任をとりつけるなどの方法で出席株主数を入場可能な数に調整すべく努力をし、あるいは、複数の会場をテレビで結ぶなどの

(1) 総会準備を行うにあたり、出席株主用の席数をどの程度用意するかに関するアンケート調査によれば、株主5万人超の会社で概ね「201～600席」の間に集中しているという(商事法務1025号(株主総会白書)36頁)。現実出席株主数については、資本金20億円以下の会社では「21～40人」が、資本金300億円超の会社では「300人超」が最も多くなっており、その中間の資本金の会社はほぼ資本金に比例して現実出席株主数が多くなっているという(商事法務1025号72頁)。

工夫により<sup>(4)</sup>、全員参加の方向に努力がなされるべきである。このような努力にもかかわらず、株主の入場制限が避けえない事態において、当該総会につきいかに考えるかに関しては、以下に述べる如く議論の分れるところである。ただ、株主の入場制限自体についてやむをえないものとする立場においても、入場制限の方法が恣意的不公正なものであってはならないものと考えられる。

予想外に多数の株主が総会に出席すべく参集し、そのため株主の一部が総会会場に入場しえない場合、当該総会はいかになされるべきかについて議論の存するところであり、第一に、かかる場合にあっては、総会の会場に入場しえなかった株主の多寡にかかわらず、総会の開催自体が中止されるべきであって、あらためて招集手続をする他ないとする説が存する<sup>(5)</sup>。第二に、議事に入るのはよいが、審議の対象は限られ、その多数決で会日の延期を決めれば、延期・続行と認めることはできるとする説<sup>(4)</sup>があり、この立場では、いかに多数決でも、他の株主に議決権を行使させないでよいという決議はできないとする<sup>(6)</sup>。第三に、当該総会自身において、その延期、続行等の決議をすべきであって、公正な経過のもとに会日の延期等

(2) 龍田節「株主総会の適法手続——テッソ事件最高裁判決をめぐって——」ジュリスト797号80頁。

(3) 菱田政宏・本付第一審判例研究・判例評論187号33頁、阪埜光男・本件第一審判例研究・慶応大学法学研究52巻10号109頁、松井一郎・本件控訴審判例研究・金融・商時判例588号49頁、同・本件最高裁判例研究・金融・商事判例684号57頁、川内克忠・本件控訴審判例研究・法律のひろば33巻11号80頁、久保欣哉・本件控訴審判例研究・判例評論258号40頁、中村一彦・本件控訴審判例研究・新潟大学法政理論13巻3号335頁。

(4) 龍田・前掲79頁、石山卓磨・本件最高裁判例研究・法律のひろば37巻1号85頁、中元啓司・本件最高裁判例研究・北海学園大学法学研究19巻3号501頁、栗山徳子・本件控訴審判例研究・立正法学13巻3・4号121頁。

(5) 龍田・前掲79頁、栗山・前掲121頁。



を決めないで審議に入ったときは、招集の変更の措置をとらなかったことをもって非難することはできないとする説<sup>(6)</sup>がある。この立場の論拠とするところは、参集した株主の大部分が会場に入って一応総会の開会にまで至った場合には、会日の延期や招集の中止など参集者の利害に関することの大きい変更は、その総会出席者の同意のもとにするのが適当であり、そうでなければ、いたずらに混乱を招くばかりでなく、株主の多数の意見に反する不公正な措置を許すこととなるおそれもあるからであるとする<sup>(7)</sup>。株主総会に出席すべく予想外に多数の株主が参集し、会場への入場制限が余儀なくされるという事態は頻繁に生ずるものではなく、実際上何らかの特殊な事情が存する場合が多いと考えられる。かかる場合、株主総会の開催自体についてさほど急を要さぬ場合もあるだろうが、迅速に株主総会を開催し審議をすることが会社及び株主にとって必要である場合も存するものと考えられる。かような場合、再度招集手続をする必要があるものとするれば、迅速な総会開催が必要であり事実上可能な場合にも手続上不可能となり、会社及び株主にとって不利益が生ずる場合もあるものと考えられる。従って、参集した株主の大部分が会場に入場しえた場合は議事にはいること自体は可能というべきであるが、しかし、多数決を以って、他の株主の議決権の行使を不可能ならしめることはできないのであって、審議の対象は自ら限られるものと考えられる。

本件では、多数の株主が総会に出席すべく参集し、入場制限がなされたのであるが、かかる事態を予見することは不可能であり、入場制限自体も不公正なものではなかったとはいえ、一部の株主が現に入場し得ずにいる状況下において、これらの株主の議決権行使につき何らの配慮もなされる

(6) 今井宏「『チッソ』株主総会と決議の取消」ジュリスト561号67頁、同・「チッソ株主総会決議取消判決について——最高裁昭和58年6月7日判決——」商事法務982号30頁、吉田昂「大阪高裁のチッソ株主総会決議取消判決について」商事法務851号12頁、福山達夫・本件最高裁判例研究・昭和58年度重要判例解説126頁。

(7) 今井・前掲商事法務982号30頁。

ことなく、総会の延期等の決議もなく議事が進行されたものであって、かかる総会の決議には重大な瑕疵があるものといえよう。

(株主からの修正動議無視) 昭和56年商法改正により株主の提案権が立法化され(商法第232条の2)、従来動議の提出という形で可能であった議案の提出ばかりでなく、株主からの議題の提出も可能となったが、もとより、改正後においても、総会当日議場における動議の提出も可能であって、その範囲に関しては、総会招集通知に議題として記載されたところから一般に予見されうる範囲内においてなしうるものと考えられている<sup>(8)</sup>。動議の提出があった場合、株主総会が、株主の討議を通じてより総意に近い形で意思を決する会議体である以上、議長には、明らかに議案の範囲をこえるものや審議のむし返しを意図するもの以外、提出動機のかんを問わず提出された修正動議を受理し、これを総会に諮る責務がある<sup>(9)</sup>。少数派から修正動議の提出がなされ、資本多数決の原則からみて結果が明白である場合にも、このプロセスを省略することは許されない<sup>(10)</sup>。それゆえ、適法に動議が提出されたにもかかわらず、これが無視された場合においては、総会決議は重大な瑕疵の存するものとなる。

本件の株主総会の場合、議案の上程から決議に至るまで、ほとんど終始かなりの喧騒状態にあったものとされ、通常の平穏な状況下で進行される株主総会とは様相を異にしている。従って、かかる状況下では、平穏な総会における動議提出行為の単純な無視と異なり、動議提出行為と認められる行為がなされたかの問題とともに、そもそも当該総会自体が株主総会としての実体を備えると認めうるだけの審議がなされ得たものであったかどうかの問題となる。また、総会の混乱の原因がどこにあり、混乱をしずめ

(8) 今井宏『注釈株式会社法(上)』196頁、大隈健一郎=今井宏『総合判例研究叢書商法(5)』107頁、龍田・前掲79頁。

(9) 石山・前掲85頁、龍田・前掲78頁。

(10) 久保欣哉・本件第一審判例研究・金融・商事判例429号5頁、同・前掲判例評論258号41頁、阪基・前掲110頁。

会場の秩序を回復するため議長等が適切・公正な措置をとったかどうかの点についても問題となるところである<sup>(11)</sup>。本件では、X<sub>1</sub>の為した行動により修正動議の提出があったものと認めるのが相当であるとされた。動議の提出方法は、正常な状態においてであれば議長が認識できる方法であることを以って足り、かかる方法で動議が提出され、そのことが立証される限り、喧騒と混乱のため現実には議長が認識していなかったとしても、法的には動議の提出があったものと評価すべきであり<sup>(12)</sup>、それに対し何らの措置もとられなかったことは決議方法の瑕疵となるものとみななければならず<sup>(13)</sup>、裁判所の判断は妥当である。さらに、本件では、かなりの喧騒状態のもとで、総会の所要時間も4分前後であった等の事実も認定されており、これら一切の状況からすれば株主総会としての会議そのものの存在すら疑われるとする見解<sup>(14)</sup>も存するところである。また、総会の混乱をせず会場の秩序を回復するための議長等のなした措置の点についても、適切にして充分なものと言い難い。本件では、たまたまX<sub>1</sub>の修正動議を無視して決議した点が著しく不公正であるとされたが、これは本件総会の議事運営そのものが著しく不公正であったことの顕著な一例にすぎないとされる<sup>(15)</sup>ところである。なお総会が混乱する原因となった点に関し、Y会社側は、場内を喧騒に導いたのは原告等を含む一株株主団であった旨を主張しており、総会が喧騒・混乱状態となった原因が株主側にもあることは事実否定しえないが、本件の場合には、議事運営そのものが著しく不公正であったというる。しかし、総会の紛糾・混乱の原因が、もっぱら動議を提出したとする株主自身ないしはその者の主宰するグループの側にあり、議長等が万全の措置を講じてもおお混乱状態がやまないという場合には、たとえ

(11) 今井・前掲商事法務982号31頁。

(12) 川内・前掲80頁、龍田節・本件第一審判例研究・商事法務786号31頁。

(13) 今井・前掲商事法務982号31頁、龍田・前掲商事法務786号30頁。

(14) 松井・前掲金融・商事判例588号50頁。

(15) 高田桂一・本件控訴審判例研究・昭和54年度重要判例解説120頁。

動議の無視等の事態が生じても、当該株主自身ないしはその者の主宰する株主グループの者自身が動議の無視等の事態を攻撃することは、権利の濫用というべきであり、決議成立の手續を攻撃することは許されない<sup>106</sup>。

本件で株主総会決議取消事由として問題とされた総会会場への株主の入場制限の点及び株主からの修正動議無視の点は、すでに述べた通り、いずれも軽微な瑕疵であったということではできず、総会決議取消の請求は裁量棄却されるべきでないとした本件判決は正当であるといえる。

Ⅱ 訴の利益 株主総会決議取消の訴は形成の訴と解されており、商法第247条所定の要件をそなえた決議取消の訴には原則として訴の利益が肯定される<sup>107</sup>。しかし、形成の訴においても、例外的にごく稀にはあるが、その後の事情の変化により、訴の利益が喪失するに至る場合があるとされる<sup>108</sup>。本件では、計算書類承認の株主総会決議取消の訴に関して、その後の計算期の計算書類の承認がなされた場合に、当該決議取消の訴の利益が喪失するに至ったものといえるか否か問題とされた。株主総会決議取消の訴に関する訴の利益の問題と計算書類承認決議取消の効果の問題とは、本来次元を異にする問題であるともいえるが、訴の利益をより具体的に考察する立場においては、当該決議取消が後続の計算期にどのような影響を及ぼすかの問題を論ずることが不可避となる。そこで、以下ではまず決議取消が後続の計算期にどのような影響を及ぼすかの問題について考察し、次いで決議取消の訴における訴の利益をいかに考えるかの問題を検討することとする。

株主総会決議が取消された場合、決議の失効という効果が遡及的に生ずるかについては議論の存するところであるが、決議の内容につき具体的に取消判決の効果を検討すべきであるとする立場においても、計算書類の承

---

106 今井・前掲商事法務982号31頁。

107 新堂幸司「株主総会決議の取消の訴え」会社法演習Ⅱ株式会社（機関）83頁、中野貞一郎「総会決議取消の訴と『訴の利益』」商事法務研究109号474頁。

108 新堂・前掲84頁、中野・前掲475頁。

認決議が取消された場合については、それ自体完了的意味を有する個別的な事項の決定に関する株主総会であり、すでに決議取消の訴を認めるものである以上、その効力を遡及的に否定しなければ、その目的を達しえず、将来に向って効力を否定するということでは意味をなさないとする<sup>19)</sup>。従って、計算書類の承認決議の取消により、当該決議は初めに遡って無効となることについての異論はないものとおもわれる。なお、昭和56年商法改正に際して、営業報告書は定時総会に報告すればよいこととなり（商法第283条1項）、また、大会社においては、各会計監査人の監査報告書に貸借対照表および損益計算書が適法・適正である旨の記載がなされ、各監査役の監査報告書にも会計監査人の監査結果を相当でないとした旨の記載がないときは、貸借対照表および損益計算書についても定時総会の承認を求めることを要しないこととなった（商法特例法第16条1項）ので、この限りにおいて、これら営業報告書、貸借対照表、損益計算書については定時総会の承認決議自体が存せず、総会決議取消も問題とならない。

次に、計算書類の承認決議が取消により無効となった結果後続の計算期にどのような影響を与えるかについては、議論の分かれるところである。第一説として、前の計算書類の承認決議が無効となるときは後の計算書類承認決議は内容に於て違法あることとなるが故に当然無効とする説がある<sup>20)</sup>。この立場によれば、前の決議が無効となるときは後の決議も無効となるのは、後の決議の内容自体が前の決議の有効なることを前提とする結果であるとする<sup>21)</sup>。第二説として、取消された年度の計算書類が未確定となる結果、それを前提とする後年度の計算書類が部分的に未確定になると解し、後年度の計算書類の部分的未確定による瑕疵は、問題の期の承

19) 石井照久「株主総会決議の瑕疵」株式会社法講座Ⅲ976頁。

20) 竹田省「株主総会決議無効判決の効力」京都法学会雑誌13巻4号38頁。

21) 竹田・前掲38頁。

認決議を改めて適法になすことにより治癒されると解する説がある<sup>22</sup>。第三説として、計算書類承認決議の取消により決議は初めに遡って無効となるとしても、計算書類の内容自体に違法・不当なものがない限り、承認決議の取消によって次年度以後の承認決議の効力が影響を受けること自体を否定する説がある<sup>23</sup>。この立場では、計算書類承認決議の取消に伴う法律関係の混乱(後続の利益処分の連鎖的無効)を回避するための解釈としては、計算書類の内容が適法・適正である限りにおいてその確定の効力を独立して認めるのが適当であるとされる<sup>24</sup>。また、この第三説では、さらに徹底して、後年度の決算がそれ自体適法な手続のもとに承認されている限り、それに関連する範囲で、前年度の計算書類も確定すると解するのが妥当ではないかとの見解も存する<sup>25</sup>。計算書類の承認決議に関しても、後続の計算書類との関連において考えるとき、会社の内部関係におけるとはいえず、法律関係が進展していく点では、取締役等の選任決議などと共通の面を有しており<sup>26</sup>、かかる観点より、会社関係における法的確実の要請に合致する第三説が正当であると考えられる。

株主総会決議取消の訴えに関して訴の利益をどのように考えるかについて、従来より判例においては、訴の利益が存するとなすには決議取消の具体的

22) 高田桂一「計算書類承認決議取消と既往関係の処理」企業法研究219輯19頁以下、同・前掲昭和54年度重要判例解説121頁、松井・前掲金融・商事判例588号51頁、同・前掲金融・商事判例684号59頁、中村・前掲334頁、栗山・前掲126頁、龍田・前掲ジュリスト797号77頁、中島史雄・本件最高裁判例研究・税経通信39巻3号287頁、石山・前掲87頁、林修三・本件最高裁判例研究・時の法令1195号61頁、中元・前掲497頁。

23) 今井宏「株主総会による計算書類の承認」企業会計27巻9号16頁、同・前掲商事法務982号28頁、川内・前掲79頁、吉田・前掲15頁。

24) 今井・前掲商事法務982号28頁。

25) 今井宏・本件第一審判例研究・昭和49年度重要判例解説106頁。

26) 高田・前掲企業法研究219輯20頁

実益を要するものとしている<sup>87)</sup>。学説においては、おおよそ、判例と同様に決議取消の具体的実益を要するとの立場と抽象的な違法是正権の保護というごときのもので足りるとする立場とに分かれる。前者の決議取消の具体的実益を要するとの立場では、上述の決議取消が後続の計算期の決議にどのような影響を及ぼすかの問題と関連して以下の如き見解の対立をみることとなる。すなわち、前の計算書類の承認決議が無効となるときは、後続の決議がすべて連鎖的に無効となるとする第一説では、取消された当該期の計算書類及び後続期の計算書類各々について再度承認決議が必要とされるものと考えられ、訴の利益の存在も肯定されるものであろう。次いで、決議が取消された結果当該期の計算書類が未確定となり、これを前提とする後続期の計算書類も部分的に未確定となるとする第二説では、後続期の計算書類の完全な適正化をはかるためにも再決議が必要となるものとされる<sup>88)</sup>。そして、第二説においても、この意味において現在の法律関係の確定に関与しており、訴の利益を認めることができるとされる<sup>89)</sup>。それゆえ、これらの説においては、訴の利益を肯定するにおいて必要とされる決議取消の具体的実益自体が比較的抽象的にとらえられているものとおもわれる。これに対して、承認決議の取消は後続期の承認決議の効力に影響しないとする第三説においては、決議取消の実益がより具体的に考察され、旧計算書類の承認決議をやり直してみても、結局形式的に計算書類の再承認をするだけで終わるのが確実であろうとされ<sup>90)</sup>、訴の利益が否定されるものである<sup>91)</sup>。以上の決議取消の具体的実益を要するとの立場に対して、決議取消

87) 最高裁判所昭和37年1月19日第二小法廷判決民集16巻1号76頁、最高裁判所昭和45年4月2日第一小法廷判決民集24巻4号223頁。

88) 高田・前掲昭和54年度重要判例解説121頁。

89) 高田・前掲昭和54年度重要判例解説121頁、石山・前掲87頁、松井・前掲金融・商事判例588号51頁。

90) 今井・前掲商事法務982号28頁。

91) 今井・前掲商事法務982号29頁、32頁。

の訴における訴の利益は個別的、具体的な利益ではないとする立場が存する。この立場では、かかる訴が、会社構成員とくに株主が株主として有するところの会社運営の適法性を確保するための一般的利益の保護を目的とするところから、訴の利益としては抽象的な違法是正権の保護で足りると解する<sup>32)</sup>。あるいはこの見解に立ち、さらに一步すすめて、違法是正権に株主の公序機能を読みとるものも存する<sup>33)</sup>。これら訴の利益としては、抽象的な違法是正権の保護で足りるとする立場では、本件の如き場合には訴の利益は当然に肯定され、決議取消が後続の計算期の決議にいかなる影響を与えるかの問題とは異なる観点で考察される<sup>34)</sup>。会社支配が一部大株主や経営者の手に握られている大規模な会社において、一般株主にとっては、経営者に対するコントロール機能は無縁のものといえ、株主総会は討議の過程において質問・発言をし、会社から情報開示を受けるなどの場として意義が存するものといえる<sup>35)</sup>。かかる観点から一般株主の所謂総会参与権の保護を考慮するとき、株主総会は単に多数者の意思を決議に反映させるためだけに適法手続を要求されるものではないのであって<sup>36)</sup>、決議取消の訴は一般株主の総会参与権の保護に資するものであるといえることができる<sup>37)</sup>。

32) 谷口安平・判例研究・民商法雑誌54巻2号201頁、西原寛一・判例研究・民商法雑誌47巻2号307頁、阪益・前掲112頁、川内・前掲78頁、中村・前掲331頁、中島・前掲286頁

33) 久保・前掲判例評論258号39頁。

34) 訴の利益として抽象的な違法是正権の保護で足りるとする立場においても、決議取消の効果につき、決議が取消された結果当該期の計算書類が未確定となり、これを前提とする後続期の計算書類も部分的に未確定となるとする説をとる見解(中村・前掲334頁、中島・前掲287頁)と、承認決議の取消は後続期の承認決議の効力には影響しないとする見解(川内・前掲79頁)とがある。

35) 今井宏「株主総会と株主訴訟」商法・保険法の諸問題62頁以下、川内・前掲78頁。

36) 龍田・前掲ジュリスト797号78頁参照。

37) 今井・前掲商法・保険法の諸問題64頁、川内・前掲78頁。



ここで、訴の利益の問題と決議取消事由に関する解釈の問題とは異なるものであるが、訴の利益につき厳格に具体的利益を要求することとなれば、結局株主に与えられた違法是正権がうまく機能せず<sup>88)</sup>、実質上株主の総会参与権の保護がはかれないこととなる。従って、株主総会決議取消の訴における訴の利益は、抽象的な違法是正権の保護で足りると解すべきものとおもわれる。本件では、最高裁は従来判例の見解に立ちつつ、決議が取消された場合当該期の計算書類が未確定となり、これを前提とする後続期の計算書類も部分的に未確定となるとする上述第二説に立っており<sup>89)</sup>、決議取消の具体的実益自体が比較的抽象的にとらえられているものであって、訴の利益につき抽象的違法是正権の保護で足りると解する立場と実際上は具体的結論にさほど差異は生じないものと考えられる。

なお、X<sub>1</sub>が本件総会において修正動議として提出しようとした事項も補償金支払によってすでに目的を達し、本件訴の利益は消滅している旨のY会社側の主張に関しては、決議取消により是正が求められているのは決議の方法の瑕疵であり<sup>90)</sup>、動議の内容がのちに事実上実現されたとしても瑕疵が治癒されるものでなく<sup>91)</sup>、本件最高裁判決は正当である。

最後に、株主総会決議の取消の訴との関連において再決議が問題とされるので、この点につき瞥見する。本件最高裁判決では、決議取消の訴の利益が失われる特別の事情の例として再決議がなされた場合が示されている。

88) 中村・前掲331頁。

89) 塩崎勤・本件最高裁判例研究・季刊実務民法5号198頁。

90) 中村・前掲332頁，龍田・前掲ジュリスト797号78頁，中元・前掲495頁，川内・前掲79頁，林・前掲59頁。

91) 龍田・前掲ジュリスト797号78頁。本件修正動議の内容・目的が会社のいうとおりすべて実現をみているのであれば、この点の瑕疵に関するかぎり実質上治癒されたものとみて差支えなく、裁量棄却の事由に当るものと解してよかったのではないかとする立場（今井・前掲商事法務982号32頁），訴を維持する利益は消滅したと考える立場（吉田・前掲16頁）も存する。

決議取消判決が確定する前になされた再決議について、一般論としては、取消の原因(総会招集の手續または決議方法の瑕疵)がある決議を適法に招集された別の総会でやり直した場合にも、第一決議と第二決議とでは決議によって生ずる法律関係が必ずしも同一でなく、第一決議の効力の有無を確定することが先決問題と解される場合が少なくないから、第一決議の効力がすでに発生しているときは、それに対する取消の訴の利益はなお失われず、第二決議は第一決議が取消されたとき代わって効力を生ずるといふ趣旨の一種の条件付決議にすぎないものと解するのが妥当であるとされる<sup>63)</sup>。従って、再決議がなされたとの一事をもって訴の利益が失なわれたとすることはできない。少なくとも第二決議を意義あらしめるためには、当該決議で第一決議の瑕疵を完全に治癒しえる場合であって、かつ、第一決議の瑕疵を完全に治癒しえたと法的に評価されうる場合でなければならぬであろう。ただし、上述の一般論を利益処分決議ないし計算書類承認決議にあてはめると、利益処分に関する法律関係の混乱を避けることができなく適当でないので、総会招集手續または決議の方法に瑕疵がある場合に、同一議案を第二の決議で適法にやり直したときは、その瑕疵を理由とする第一決議に対する取消の訴は原則として常に訴の利益を失うものとするのが適当であるとする見解も存する<sup>64)</sup>。決議が取消された後に再決議がなされる場合、通常は同じ内容の再決議がなされるものと考えられる<sup>65)</sup>。しかし、旧決議と異なった内容の決議をなしうるかの点について、理論上異なる内容の決議も不可能ではないとされ、ただ、すでに経過した次年度以降の決算にマイナスの影響を及ぼすような変更を現時点においてすることは許されず、利益配当や賞与など新たな支出はできないとする見解<sup>66)</sup>とい

(42) 今井・前掲商事法務982号32頁、大隅=今井・前掲187頁以下。

(43) 今井・前掲商事法務982号32頁。

(44) チョン株式会社も本件最高裁判決をうけ、昭和58年6月29日の定時総会に旧議案と同一内容の再決議案を提出したという(商事法務977号48頁)。

(45) 龍田・前掲ジュリスト797号77頁、石山・前掲87頁、中島・前掲287頁。

かなる内容の決議をすることもできるとする見解<sup>46)</sup>とに分かれる。再決議の遡及的効果については、一般に認められないとされる<sup>47)</sup>。

本件では、株主総会決議取消事由としては、総会会場への入場制限の問題と株主からの修正動議無視の問題とをめぐって判示されてきており、最高裁では訴の利益を中心に判断が示された。本件自体は特殊な状況下で開催された株主総会に関するものではあるが、将来生ずべき同様の事態における議事運営のあり方に示唆を与えるとともに、本来の株主総会の運営のあり方についても考えさせるものであるといえる。また訴の利益に関しても、それをいかに考えるかによって、実質上決議取消の訴の機能する場合を極めて限定するものともなるのであって、株主総会の存在意義から考察することが必要となろう。

---

46) 栗山・前掲127頁。

47) 今井・前掲企業会計27巻9号16頁、高田・前掲企業法研究219輯21頁。なお、高田・前掲企業法研究219輯21頁では、再承認決議をなすに際して、その効力を遡って生ずる旨の附帯決議をなした場合、その効力を認めてよいとされている。